令和元年 第２回 北海道議会定例会〔予特（総務）〕開催状況

開催年月日　令和　元年　７月　９日（金）
質　問　者　日本共産党　　宮川　　潤　委員
答　弁　者　職員監、人事局長、職員厚生課長

質　問　要　旨	答　弁　要　旨
一　道庁における禁煙問題等について	
（一）改正健康増進法を踏まえた喫煙対策の実施状況について 改正健康増進法が今月１日に施行され、行政機関において敷地内全面禁煙が原則となりました。 道庁本庁舎並びに各振興局においてどのような対応がとられているのか、伺います。	**（職員厚生課長）** 道におけます喫煙対策についてでございますが、７月１日現在の本庁及び各総合振興局・振興局におけます喫煙所の状況につきましては、本庁と一体的に対応しております石狩と複合施設内に所在します胆振など６振興局におきまして法律上、認められております特定屋外喫煙所等を設置しております。 また、空知、後志など８振興局が、特定屋外喫煙所を設置していないところでございます。
（二）道庁本庁舎において屋外喫煙所を残した理由について 屋外喫煙所を撤去した振興局が多数となる一方で、道庁本庁舎においてはプレハブ小屋による屋外喫煙所が道議会庁舎に隣接する形で設置されております。 道はなぜ本庁舎において屋外喫煙所を撤去しなかったのか、伺います。	**（人事局長）** 道庁本庁舎における屋外喫煙所についてでございますが、道では、これまで巡回健康相談での喫煙指導などの禁煙支援事業や階層別研修において禁煙に向けた講話を実施してきておりますが道職員の喫煙率は高い状況であり、さらなる喫煙対策が必要と認識してございます。 このような状況から、道庁敷地内を全面禁煙とした場合、昼休みなどに近隣施設での喫煙が増加し、トラブルになる恐れがあることから、設置していた喫煙所を法で認められている特定屋外喫煙場所として使用しているところでございます。
（三）屋外喫煙所の要件について 行政機関は敷地内全面禁煙となる一方で、例外措置を講ずれば屋外に喫煙所を設置できると承知しております。その要件について確認します。	**（職員厚生課長）** 屋外喫煙所についてでございますが、特定屋外喫煙場所の設置にあたりましては、喫煙場所と非喫煙場所が明確に区分されていること、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること、施設利用者が通常立ち入らない場所に設置することが、必要な措置とされているところでございます。
（四）屋外喫煙所の受動喫煙対策について 道庁本庁舎に設置している屋外喫煙所は、なぜ窓が常時開放されているのですか。屋外喫煙所においてどのような受動喫煙防止対策を講じているのか、伺います。	**（職員厚生課長）** 屋外喫煙所の受動喫煙対策についてでございますが、特定屋外喫煙場所におきましては、窓の開閉などに関する措置は求められておりませんことから、必要に応じ、換気のために窓を開放しているところでございます。 また、喫煙所を設置している場所は、来庁者が通常立ち入らない場所でありますことから、特段の受動喫煙防止対策は講じていないところでございます。
（五）喫煙者同士の受動喫煙の影響について 喫煙所内に排煙設備がない場合、喫煙者が他の喫煙者の副流煙を吸い込むこととなります。道は排煙設備がないことによる喫煙者同士の受動喫煙リスクについてはどうお考えですか。	**（人事局長）** 喫煙者同士の受動喫煙の影響についてでございますが、喫煙者につきましては、特定屋外喫煙場所に出向き自らの意思で喫煙しているものであり、望まない受動喫煙には当たらないものと考えてございます。

質　問　要　旨	答　弁　要　旨
本当に望まない受動喫煙ではないと言いきれますか。受動喫煙は、望んでいないんじゃないですか。大体、望んでいる受動喫煙ってあるんですか。納得できませんね。２点質問します。１点目、道庁敷地内において、喫煙場所に出向いて喫煙する場合は、受動喫煙は問題にならないというお考えですか。これが１点目です。２点目、厚生労働省のホームページに、職場における受動喫煙のためのガイドライン、平成１５年５月、では、喫煙場所を設置する場合には、煙が漏れず、かつ、喫煙場所であっても、良好な空気環境を維持することが求められているとありますが、このガイドラインに照らしても、先程の答弁も、喫煙所のあり方も、問題があると思いますけれども、そうはお考えになりませんか。 先程の答弁は、自らの意思で喫煙するものであり、望まない受動喫煙ではないという答弁だったので、私は喫煙所に出向いて喫煙する場合も問題にならないというお考えなのかと聞いたんです。それに対して、一時的に張り紙もしているということですから、問題にはなるということで、そうお考えだということなんでしょうかね。 私は、それから厚労省で、空気環境を維持することが求められていると、喫煙所でも。 一方で、自らの意思で喫煙する場合、喫煙するもので受動喫煙ではないと考えるとうことで私は齟齬があるというふうに思うんです。 大体、喫煙所たるものはすべてそこに行く人は自らの意思で行くんですよ。それでも厚労省が言っているとおり、空気環境を維持することが求められているということは、そこでも受動喫煙はあってはならないという考え方を厚労省は示しているということではないんですか。 いずれにせよ今の答弁は私は前の答弁とも矛盾しているし、いまおっしゃったことについてもまったく納得できないということだけはこの場ではっきりさせておきたいと思います。	**（人事局長）** 喫煙者同士であっても、受動喫煙には該当いたします。 現在の喫煙所は、自然換気を行っているところであり、短時間に多くの利用者がいた場合には、一時的に劣悪な環境となる場合もございます。喫煙者の健康管理にも配慮するため、張り紙などにより、健康上の注意喚起を図って参ります。以上でございます。

質　問　要　旨	答　弁　要　旨
（六）人事院通知の受け止めについて 人事院が６月１４日に発出した通知では、敷地内禁煙とすることが原則であり、例外措置とされる特定屋外喫煙場所の設置が推奨されているものではないことが明記されております。健康増進法の趣旨から見ても当然であり、地方行政機関が例外扱いされるものではないと考えます。人事院通知に対する道のお考え、見解を伺います。	**（人事局長）** 人事院通知に対する道の考え方についてでありますが、６月１４日付けの人事院通知につきましては、各都道府県等に総務省を通じて参考として送付され、厚生労働省からの通知におきましても同様に都道府県においても特定屋外喫煙場所の設置は推奨されないものの、近隣施設との摩擦などの問題が生じ得る場合などは、設置が出来ることとされているところであります。
推奨されない、ということですから、撤去するとお考えですか？	**（人事局長）** 特定屋外喫煙場所の設置についてでございますが、通知においては推奨されてございませんが、近隣施設との摩擦などの問題が生じ得る場合などは、設置ができることとされております。以上です。
（七）今後の対応について 推奨するものでないということ、それから改正健康増進法の趣旨を踏まえて、敷地内の完全禁煙ということで実現すべきと考えますけれども、いかがですか。	**（職員監）** 道ではこれまで、各種研修において、禁煙に向けた講話を始め、禁煙支援の授業を実施してきておりますが、道職員の禁煙率は高い状況にございます。さらなる禁煙対策が必要と認識しているところです。こういう状況にありまして、道庁敷地内全面禁煙とした場合に、昼休みなどに近隣施設での喫煙などトラブルになる恐れがありますことから、推奨はされておりませんが、法で認められている特定屋外喫煙場所を設置しているところでございます。 道といたしましては、今後禁煙タイムの拡充ですとか、保健師による保健指導などの喫煙対策を進め喫煙者を減らしながら、特定屋外喫煙場所についても適切に対応してまいりたいと考えてございます。
特定屋外喫煙場所についての適切な対応というと、具体的にはどういう対応を想定しておりますか。	**（職員監）** 適切な対応についてでございますが、道としては、喫煙対策を進めることで、職員の喫煙率の推移ですとか近隣施設での喫煙状況などを総合的に判断しながら特定屋外喫煙場所のあり方について検討をしていきたいと思っております。
質問の答弁で納得できないということもありますので、この点について知事に直接伺いたいと思いますのでお取り計らい願いたいと思います。	